

長野県事業点検制度要綱

平成25年 4月 1日制定

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県総合5か年計画を着実に推進するとともに、県の基本的な活動である事業について県民に対する説明責任を果たすため、県が行う事業の点検に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業点検の基本的な考え方)

第2 県は、その所掌に係る事業について、その目的又は目標に照らして、必要性、有効性、効率性、公平性及び優先性の観点その他当該事業の特性に応じて必要な観点から、客観的な点検を行い、その結果を翌年度以降の事業の改善等に反映させるものとする。

2 県は、前項の規定に基づく点検（以下「事業点検」という。）に当たっては、客観的な実施の確保を図るため、事業の特性に応じた合理的な手法を用い、事業成果をできる限り定量的に把握するものとする。

(事業点検の基本的な事項)

第3 県は、事業点検の実施に当たり、毎年度、次に掲げる基本的な事項を定める。

- (1) 事業点検の対象に関する事項
- (2) 事業点検の主体に関する事項
- (3) 事業点検の時点に関する事項
- (4) 事業点検の観点に関する事項
- (5) 事業点検の実施方法に関する事項
- (6) 事業点検の結果の活用に関する事項
- (7) 事業点検の結果の公表に関する事項
- (8) その他事業点検の実施に関し必要な事項

(制度の改善の検討)

第4 県は、毎年度、事業点検制度の検証を行い、その課題を把握し、国や他の地方公共団体における取組も参考としながら、当該制度の改善について検討を行う。